



発行 東京都

目次

告示

公告

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…二

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…三

○特定非営利活動法人の認定……………(同)…四

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…五

告示

●東京都告示第三十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十七年東京都告示第千百十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十四日

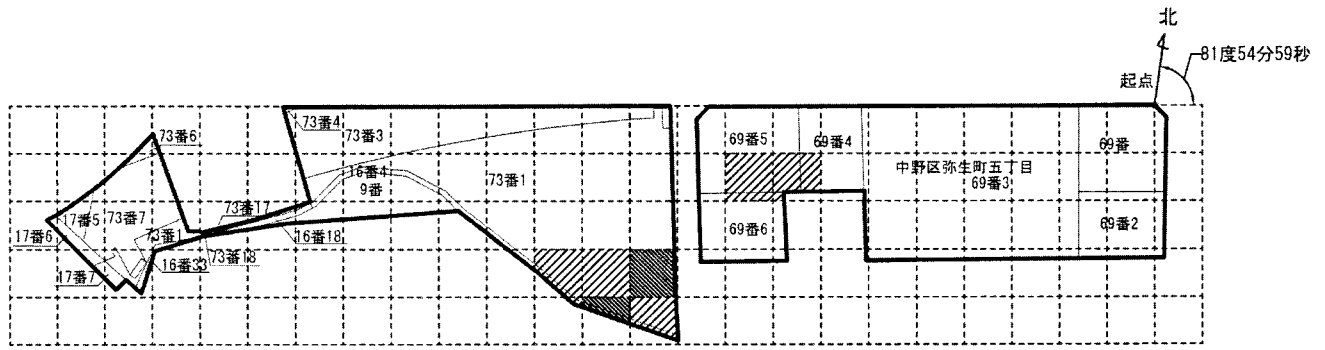
東京都知事 舛添 要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中野区弥生町五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染状況調査の実施

別図



凡例

- 敷地境界線
- 筆境界
- 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域
- ▩ 要措置区域

【起点】
 起点は、中野区弥生町五丁目69番の最北端とする。

【格子の回転角度 81度54分59秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人百々の木

三 代表者の氏名

福永 義明

四 主たる事務所の所在地

東京都日野市東豊田一丁目十七番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が年齢にふさわしい経験をすること、障害者に成長に相応しい場を提供することにより、自身の可能性を伸ばし、物事を成し遂げる力を身につけ、だれもが本来実感できる心身の成長を障害者とも共有できる取り組みを広く進めていくこと、ひいてはノーモライゼーションを実現する社会を育むことを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本ヒマラヤン・アドベンチャー・トラスト
- 三 代表者の氏名
田部井 淳子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目一番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人はヒマラヤ地域の環境保護のために、ヒラリ
ー卿の提案により設立された国際機関HAT(HIMALAYAN ADVENTURE TRUST)の趣旨
に賛同して設立されたもので、ヒマラヤ地域に限らず、
わが国および世界各地の山岳地域の環境保全について、
各国の関係者と情報交換を行うことにより、登山者の立
場からなすべき行動について実践を通じてアピールを行
うとともに、野外活動を通じて次代をになうべき青少年
に対し環境教育を行い、山岳環境保護に寄与することを
目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わくわく
- 三 代表者の氏名
永野 満
- 四 主たる事務所の所在地
東京都稲城市大丸六十番地十一 サンパレス一階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者が日常的、社会的に自立でき
るように支援活動を行うことにより、その社会参加を推
進し、市民としてあたりまえに暮らせる社会の実現をめ
ざすと共に、障害をもつ人も、もたない人も、誰もが安
心して共に生きることができ豊かな地域をつくるため
に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本羊毛アート協会
- 三 代表者の氏名
浅見 幸宏
- 四 主たる事務所の所在地
東京都知事 舛 添 要 一

平成二十七年十月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トータルサポートたいとう

三 代表者の氏名

鶴岡 和代

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区竜泉三丁目十九番七号

五 定款に記載された目的

本会は障がい者が、自立した生活を営んでいくために
必要なトータル的な視点を持った事業を行う事により、
福祉の増進を図り、もって社会全体の利益に寄与するこ
とを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第
一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が
あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条
例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三
号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十八年一月十四日

東京都台東区谷中二丁目一番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、羊毛アートの発展向上、羊毛アート作家の研鑽及び相互の連携、並びに広く市民の芸術意識の高揚を図り、もって芸術の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 C L E O

三 代表者の氏名

高橋 圭介

四 主たる事務所の所在地

東京都日野市万願寺二丁目三番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、カンボジアに学校を作り、教育支援を継続的、発展的に行い、学術、文化、スポーツ等の交流を通して、子どもの健全育成を支援する国際協力及び国際平和活動に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人愛犬の住環境を考える会

三 代表者の氏名

矢内 英生

四 主たる事務所の所在地

東京都日野市日野台一丁目十三番地の六

五 定款に記載された目的

この法人は犬を飼う一般市民を対象として、愛犬の住環境改善の為の講演会等を定期的に開催し、愛犬が末永く健康に暮らせる環境を提案する。また、住宅の新築、リフォームなどの工事業者にも講演活動を通じて愛犬が住宅に理解を深めていただき、受講頂いた愛犬が住宅に通じた優良業者を希望される一般市民に紹介斡旋、これらの活動を通じて愛犬を飼う消費者の保護を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際防災ファシリテーター機構

三 代表者の氏名

大山 裕之

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区築地四丁目四番十四ー七〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、防災意識向上及び被災地支援に関する事業、防災ファシリテーターの育成に関する事業、防災意識向上及び被災地支援に関する国際貢献事業を行い、国内外を問わず防災に関する知識の普及や啓発を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二日

二 特定非営利活動法人の名称

N P O 法人 A P I E C E O F P E A C E

三 代表者の氏名

嶋田 親一

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区東馬込一丁目四十四番十七号 ヒルズ馬込一〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、インターネットを通じて世界中の人々に戦争の悲惨さと平和の重要性を理解してもらうべく、映像を通して訴える事を目的としたウェブサイトの運営を行い、争い事を未然に防ぐ意識を世界中の人々と共有する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人高麗博物館

二 代表者の氏名

原田 京子

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区大久保一丁目十二番一号 第二韓国広場ビル

四 認定の有効期間

平成二十七年十二月二十四日から平成三十二年十二月二十三日まで

一 名称

特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織

二 代表者の氏名

青野 淳子

三 主たる事務所の所在地

東京都大田区東雪谷三丁目二十番七号 ワヨレット雪谷二〇二

四 認定の有効期間

平成二十七年十二月二十一日から平成三十二年十二月二十日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月十四日

東京都知事 外 添 要 一

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名

新島村本村四丁目七百一番七 新島村本村一丁目一番一号

の一部及び同番十四

新島村長 青沼 邦和

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



リサイクル適性

この用紙は、再生紙のうえにリサイクル適性です。